

参 考

公益財団法人宮崎文化振興協会研究事業実施要綱

(目的)

第1条 公益財団法人宮崎文化振興協会研究事業（以下「研究事業」という。）は、学術及び科学技術、文化及び芸術の振興を図り、豊かな人間性と創造性を備えた人材の育成と文化の香り豊かなまちづくりに寄与することを目的とする。

(研究事業の対象)

第2条 研究事業の対象は、公益財団法人宮崎文化振興協会（以下「協会」という。）の常勤職員、契約職員、非常勤職員、舞台技術職員が行う研究で、前条の目的に適い、指定管理者の業務達成に貢献できるものとする。

(研究への補助)

第3条 協会は、前条に定める研究について、研究を行う職員（以下「研究者」という。）にその費用の一部又は全部を補助することにより、その目的を達成するものとする。

(担当業務の優先)

第4条 研究者は、当該年度の担当業務を優先しなければならない。

(研究期間)

第5条 研究事業の対象とする期間は、原則単年度とする。ただし、研究に相当の期間を要すると判断される場合は2年間を認めるものとする。

(助成金)

第6条 一研究事業の助成額は上限10万円とする。

2 助成金の対象となる費用は図書購入費、旅費及びその他理事長が特に必要と認めたものとする。費用の算出方法は、旅費は協会旅費規程に基づき算出された額、図書購入費及びその他の費用は実費額とする。

3 助成金の支出科目は事業費助成金とする。

4 助成金は概算払いできるものとする。その場合、提出された実績報告書により精算するものとする。なお、助成上限額以内であっても、決定額を超えた助成はしないものとする。

5 前項について、1年間以上の期間を要する研究（以下「複数年研究」という。）は単年度毎に助成額を決定し、当該年度の末日までに実績報告書により精算するものとする。

(研究事業計画書)

第7条 研究者（複数の協会職員で研究事業を計画する場合は、その代表者。以下「研究代表者」という。）は、研究事業計画書（様式第1号）を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の研究事業計画書のほか必要と認める書類の提出を求めることができる。

(研究事業の決定)

第8条 理事長は、前条の研究事業計画書等の内容を審査し、採択の場合は研究事業決定通知書（様式第2号）、不採択の場合は不採択通知書（様式第3号）により研究代表者に通知

する。

2 全体予算は、50万円とする。

3 助成額は、第1項に規定する審査により申請額から減額または予算の範囲内において増額することがある。

4 第1項に規定する研究事業計画書の審査方法及び前項に規定する減額又は増額基準については別に定める。

(研究事業計画の変更)

第9条 研究事業の決定を受けた後、計画書の内容に変更が生じた場合は、研究事業計画書(変更届)(様式第5号)を理事長に提出しなければならない。ただし、軽微なものは、この限りではない。

(実績報告)

第10条 前条の規定により研究事業決定通知書を受けた研究代表者は、当該年度の3月31日までに事業実績報告書(様式第4号)を理事長に提出しなければならない。

2 前項について、複数年研究の研究代表者は、単年度毎の研究成果を報告しなければならない。

(研究成果の公表)

第11条 研究代表者は、当該年度(ただし、複数年研究の研究代表者はその最終年度)の3月31日までに研究成果を論文にするとともに、協会が主催する発表会等により公表しなければならない。

(研究成果の評価)

第12条 理事長は、前条の研究事業実績報告書及び成果報告書(論文)の内容を審査し、評価を行う。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成24年8月16日から施行する。

この要綱は、平成27年4月29日から施行する。

この要綱は、平成28年4月20日から施行する。